

改正

昭和61年3月24日条例第9号

平成2年7月2日条例第10号

平成4年3月27日条例第21号

平成9年3月24日条例第3号

平成11年3月24日条例第3号

平成12年3月22日条例第7号

平成16年6月15日条例第18号

平成17年3月28日条例第22号

平成21年6月22日条例第15号

平成22年3月24日条例第22号

平成26年3月24日条例第14号

芦屋町公民館設置及び管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、芦屋町公民館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 設置する公民館の名称、区分及び位置は、次のとおりとする。

名称	区分	位置
芦屋町中央公民館	本館	芦屋町中ノ浜4番4号
山鹿公民館	分館	芦屋町大字山鹿2,862番地
芦屋東公民館	分館	芦屋町緑ヶ丘4番22号

(管理)

第3条 公民館は、芦屋町教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを管理する。

(職員)

第4条 本館に、館長、主事その他の職員をおく。

- 2 分館に、主事その他の職員をおく。
- 3 館長は、公民館を代表し、各種の事業を企画し、その他必要な事務を統括し、所属職員を監督する。

(職員の任命)

第5条 公民館の職員は、教育長の推薦により委員会が任命する。

(公民館運営審議会)

第6条 法第29条に基づき、公民館運営審議会をおく。

- 2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、9人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(施設)

第7条 本館内に、芦屋町図書館及び展示室を設置する。

(開館日)

第8条 公民館は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日並びに委員会が別に定める日を除き、毎日開館する。ただし、委員会が必要と認める日は、この限りでない。

(開館時間)

第9条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとし、展示室については、午前9時から午後5時までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを延長又は短縮することができる。

(使用の許可)

第10条 公民館を使用しようとする者は、規則で定めるところにより許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用の制限)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、附属設備、器具その他工作物等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他委員会が適当でないとき。

(使用料等)

第12条 使用の許可を受けた者は、別表第1から別表第5までに定める使用料及び冷暖房料（以下「使用料等」という。）を前納しなければならない。

2 町外者の使用については、使用料の5割増しとする。

（使用料等の減免）

第13条 使用料等は、委員会規則で定めるところにより、これを減額又は免除することができる。

（使用料等の還付）

第14条 すでに納付した使用料等は、還付しない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。

（2） 事前に使用の取消し又は変更を申し出た場合において、委員会が相当の理由があると認めるとき。

（3） 管理上の都合により、許可を取り消し、又は変更したとき。

（目的外使用の禁止）

第15条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用権利を他に譲渡若しくは転貸してはならない。

（特別の設備）

第16条 使用者は、使用に際し特別の設備をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受け、使用者の負担においてこれを行わなければならない。

（使用許可の取消し）

第17条 委員会は、公民館の使用に際し、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、使用を中止させ、又は退去を命じることができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあつても、委員会はその責を負わない。

（1） この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。

（2） 第11条各号に該当する理由が生じたとき。

（3） その他委員会において必要があると認めたとき。

（原状の回復）

第18条 使用者は、その使用が終わったときは、これを直ちに原状に回復しなければならない。使用の許可を取り消されたときも同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会がこれを執行し、これに要する費用は、使用者から徴収する。

(損害賠償)

第19条 使用者は、建物、附属設備、器具その他工作物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第20条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- (1) 伝染性の疾患又は精神の異常が認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (3) その他必要があると認められる者

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行と同時に、芦屋町公民館設置条例（昭和29年条例第112号）及び芦屋町公民館の分館管理条例（昭和47年条例第22号）は、廃止する。

附 則（昭和61年3月24日条例第9号）

この条例は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則（平成2年7月2日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第21号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月24日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第3号）

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1)～(6) 略
- (7) 第15条の改正規定 平成12年4月1日
- (8)・(9) 略

附 則（平成12年 3 月22日 条例第 7 号抄）

1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 6 月15日 条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月28日 条例第22号）

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月22日 条例第15号）

この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月24日 条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、平成22年 6 月26日以後の使用から適用する。

附 則（平成26年 3 月24日 条例第14号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第12条関係）

中央公民館使用料

（1 時間あたり）

階	室名	使用料	冷暖房料
2	学習室	400円	使用料の 5 割に相当する額
	視聴覚室	1,000円	
4	会議室	200円	
	音楽室	600円	
	調理室	500円	
	和室	400円	

備考 1 1 時間に満たない場合でも、1 時間とみなす。

2 使用料は、消費税を含むものとする。

別表第 2（第12条関係）

山鹿公民館使用料

（1 時間あたり）

室名	使用料	冷暖房料
集会室	400円	

和室	300円	使用料の5割に相当する額
学習室	300円	
調理学習室	200円	

- 備考 1 1時間に満たない場合でも、1時間とみなす。
2 使用料は、消費税を含むものとする。

別表第3（第12条関係）

芦屋東公民館使用料

（1時間あたり）

室名	使用料	冷暖房料
集会室	400円	使用料の5割に相当する額
和室	300円	
学習室	300円	
調理学習室	200円	

- 備考 1 1時間に満たない場合でも、1時間とみなす。
2 使用料は、消費税を含むものとする。

別表第4（第12条関係） 附属施設及び備品使用料

附属施設、備品名	使用料（1回につき）
調理台	1台 200円
ピアノ	1台 1,000円
エレクトーン	1台 1,000円
複写機	複写1枚につき 10円
映写機	1台 500円

備考 使用料は、消費税を含むものとする。

別表第5（第12条関係）

中央公民館展示室使用料

（1日あたり）

区画	使用料	冷暖房料
1区画	800円	800円
2区画	1,120円	1,120円

3 区画	1,200円	1,200円
------	--------	--------

備考 使用料及び冷暖房料金は、消費税を含むものとする。